

各 位

千葉県共同募金会市川市支会

支 会 長 田 中 甲



令和6年度 歳末たすけあい募金へのご協力のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

例年、共同募金運動につきましては、皆様方の多大なご支援を賜り、心より
お礼申し上げます。

当運動で寄せられた募金は、市川市社会福祉協議会へ配分され、本市の福祉
増進のために役立てられます。

つきましては、本年度も12月1日から全国一斉に歳末たすけあい募金運動
が実施されますので、一層のご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、募金への協力、金額等につきましては、強制ではなく、あくまでも任
意によるものでございます。

記

◎実施期間 令和 6年12月 1 日（日）～12月31日（火）

◎問い合わせ 千葉県共同募金会市川市支会

事務局：市川市福祉部生活支援課

援護グループ 石川・藤城

市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所第1庁舎3階

電話047-712-8618（直通）

歳末たすけあい募金の使い道は裏面をご参照ください。

令和5年度歳末たすけあい募金 市川市の福祉のために使われました

皆さまから寄せられた募金は、市川市社会福祉協議会を通じて、次のような福祉事業に使われ、本市の福祉増進のために役立てられました。

要保護世帯	障がい者通所・入所施設
準要保護児童・生徒	市川市ボランティア支援事業
児童福祉施設入所者	母子生活支援施設行事費
母子生活支援施設入所者	市川市社会福祉協議会が行う事業 (車椅子貸出事業など)
職親・里親委託者	

ご協力よろしくお願いいたします。

【主な用語の解説】

○要保護世帯

生活支援を必要とするが、基準により生活保護を受けることができない世帯。

○準要保護児童・生徒・未就学児

学校生活を送る上で援助を必要とする子どもたちとその弟や妹

○障がい者通所・入所施設

障がい者が生活・作業訓練を行う施設